

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅸ-3-2(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	介護給付等費用適正化事業		事業開始年度 平成20年度					
担当部局・課室名 作成責任者	老健局 介護保険計画課（介護保険計画課長 古川 夏樹）							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	介護保険法第122条の2、124条、126条							
関係する通知、計画等	「介護給付適正化計画」に関する指針について （平成19年6月29日老介発第0629001号）							
予算体系	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (大事項)高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費 (目)地域支援事業交付金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：市町村 実施主体：市町村 ）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	利用者に対する適切なサービスの確保や、不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	保険者（市町村等）						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	上記目的を達するため、国、都道府県、保険者（実施主体）が連携して主要5事業を行っている。 ①認定調査状況チェック…ケアマネ等に委託して行った認定の変更等に係る調査内容をチェックする。 ②ケアプラン点検…事業所への訪問調査等により、ケアプラン内容の点検及び指導を行う。 ③住宅改修等の点検…住宅改修費申請時に、請求者宅の実態確認、工事見積書の点検等を行う。 ④医療情報との突合等…入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認する。 ⑤介護給付費通知…利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	698 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-						
	H19(決算上の不用額)	-						
	H20(決算額)	461						
	H20(決算上の不用額)	67						
	H21(予算(補正込))	679						
	H21(決算見込)	679						
	H22予算	698						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	介護給付等費用適正化事業 698百万円 1号介護保険料20%、国40%、都道府県20%、市町村20%							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅸ-3-2(1)		
事業評価シート				
予算事業名	介護給付等費用適正化事業	事業開始年度	平成20年度	
担当部局・課室名 作成責任者	老健局 介護保険計画課（介護保険計画課長 古川 夏樹）			
事業/制度の 必要性	介護給付の適正化を図ることは、介護保険制度の信頼感を高めるために持続可能な介護保険制度の構築に資するために必要である。			
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし。			
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は基本方針「介護給付適正化計画に係る指針」を提示</li> <li>・都道府県は「介護給付適正化計画」を策定し、市町村に対して必要な指導・助言を行う</li> <li>・市町村(保険者)は上記計画に則って、介護給付費の適正化の取り組みを行う</li> </ul>			
アウトプット	【指標】	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	介護給付費適正化実施率 (実施保険者/全保険者数) ※主要5事業のうち1つ以上事業を 行っている保険者の実施率	-	99.1%	集計中
	予算執行率	-	87.3%	100%(見込)
アウトカム	【指標】 (達成水準/達成時期)	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	効果額 * 国保連合会介護給付費適正化システムに よる過誤調整の額。 ( 適正化事業のためのシステム運用経費と して国保中央会に393百万円(平成20年度) 交付している。 )	-	1,663百万円	集計中
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	<p>実施主体である各保険者(市町村)においては、国が示した「介護給付適正化計画に関する指針」や各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、主要5事業(①認定訪問調査の点検、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知)を中心に取り組みを行い、介護給付費の適正化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要5事業の実施率(平成20年度実績) <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定調査状況チェック 90.4%</li> <li>②ケアプラン点検 45.1%</li> <li>③住宅改修等の点検 79.0%</li> <li>④医療情報との突合 68.9%</li> <li>⑤介護給付費通知 57.6%</li> </ul> </li> </ul>			
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	主要5事業の実施率については平成22年度までに全ての事業について100%を目標としているところではあるが、保険者間で取組状況に地域差がみられたり、事業によって実施率にばらつきがみられる。各都道府県において策定した「介護給付適正化計画」の計画期間は概ね平成22年度までであることから、平成23年度以降については新たに目標等を定める等の見直しを検討することとしている。		
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持 減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載